

◆助成対象承認通知を受けた方へ **不燃化特区・建替え**

今後、下記の流れで必要書類をご提出ください。
□印の書類が必要です。

① 助成対象承認通知書の受取 助成金交付に必要な事項が記載されています。保管よろしくお願ひします。



従前建物の除却工事着手→完了



② 除却工事完了報告 除却工事完了後速やかに提出
※除却工事が完了した時点で、区担当者に先にご一報お願ひします。

除却工事完了実績報告書（第5号様式）・添付書類は後日提出可 ◎

添付書類	<input type="checkbox"/> 整地後の現況写真（2方向以上）	申請時の現況写真との比較ができるよう、同一の角度で撮影 敷地全体の除却状況が確認できるもの
	<input type="checkbox"/> 除却工事請負契約書の写し	契約者、施工業者、工事内容等、見積書と同一であること 請書の場合、注文書写しもあわせて提出する
	<input type="checkbox"/> 除却工事領収書の写し	金額に変更がある場合は変更額の内訳がわかる書類を添付してください。
	<input type="checkbox"/> 建築リサイクル法に基づく届出 済みであることを証するもの	除却建築物の床面積 80 m ² 以上の場合、法に基づく届出が必要です。 書面申請：「届出書」 副本写し、電子申請：「受領書」 写しを提出

（区による現地確認）

区職員による現地確認を行います。立会は不要です。更地の写真撮影を行います。



計画建物（新築建物）の建築工事着手→完了



③ 建築工事完了報告 建築工事完了後速やかに提出

建築工事完了実績報告書（第6号様式）・添付書類は後日提出可 ◎

添付書類	<input type="checkbox"/> 竣工写真（2方向以上）	申請時の現況写真との比較ができるよう、同一の角度で撮影 接道・外構等の状況が確認できるもの
	<input type="checkbox"/> 検査済証の写し	対象承認申請時の建築確認済証に対応した検査済証であること 確認申請の内容を変更した場合は、助成金変更申請手続きが必要です。
※「複数所有者共同建替え助成（羽田地区）」の場合は、上記書類の他、別途建築工事・設計・ 監理費の契約書写し、領収書写し等が必要です。詳細はお問合せください。		

（区による現地確認）

区職員による現地確認を行います。立会は不要です。新築建物の写真撮影を行います。

④ 助成金交付申請 建築工事完了報告後に提出

戸建て等建替え促進助成金交付申請書（第7号様式） ◎

（助成金交付決定）

区による内容審査後、助成金交付を決定し、「助成金交付決定通知書」を発行します。

⑤ 助成金交付請求 交付決定通知書発行後に提出

戸建て等建替え促進助成金交付請求書（第10号様式） ◎

□座振替依頼書 ◎ 印は助成金交付請求書の印と同一のものを押してください。
建替えする方（申請者）が複数名義の場合「助成金受領委任状」が必要です。
助成金は代表者の方に一括して支払います。

区で手続後、指定口座に助成金をお振込みします。（交付請求後3～4週間程度かかる場合があります）

※◎印：大田区指定様式（様式は大田区 HP 参照）

◆建物の付帯工事（塀や駐輪場の設置）を行う際のご注意

別紙ご注意案内文のとおり、建物付帯工事を別業者に発注などする場合、地区計画の基準等に沿って適切に工事がなされるよう、ご注意ください。（例）道路に沿った垣柵の設置など

◆申請内容に変更があった場合

助成金の申請内容に変更があった場合（確認申請に変更があった場合等）、変更承認申請を行う必要があります。区担当者にご連絡の上、下記の書類をご提出ください。

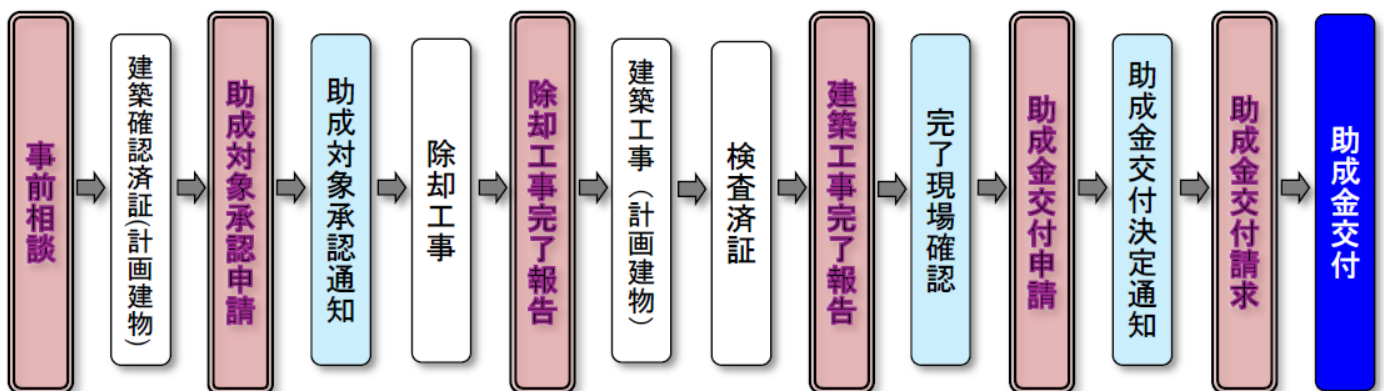
<input type="checkbox"/> 戸建て等建替え促進助成金変更・中止・廃止承認申請書（第3号様式）		◎
添付書類	<input type="checkbox"/> 建築確認済証（変更）の写し	建築基準法第6条第1項（または第6条の2第1項）の規定による確認済証
	<input type="checkbox"/> 建築確認申請書副本（変更）の写し	第1面から第6面まで。
	<input type="checkbox"/> 変更内容がわかる図面	

※◎印：大田区指定様式（様式は大田区 HP 参照）

◆制度全般に関する注意事項

助成金の承認申請から交付までの間に翌年度にまたがるものについては、議会が翌年度予算を承認後、助成金の完了手続きを行うまで交付は確定しませんのでご了承ください。

（参考）助成までの全体の流れ



【問い合わせ先】大田区 まちづくり推進部 防災まちづくり課 市街地整備担当
〒144-8621 東京都大田区蒲田五丁目13番14号 電話 03-5744-1338（直通）